千葉市バス路線維持費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市及び他市に跨り設定されている路線が、輸送人員の減少に伴い路線バス事業者による運行の維持が困難なことに対応して、国土交通省の生活交通路線の補助に該当しない場合に、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、路線維持に要する経費の一部について補助することにより、地域住民の交通手段確保に資することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「路線バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「路線バス事業」という。)を経営する者をいう。
 - (2)「補助対象期間」は、原則として補助金の交付を受けようとする会計年度(以下「当該年度」という。)の4月1日から3月31日までとする。
 - (3)「補助対象運行系統」は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4 第2号に規定する地域協議会の協議路線で、関係する市の補助を受けて運行の維持を図る路 線のうち、別表のとおりとする。
 - (4)「補助算定営業費」は、キロ当たり営業費に補助対象運行系統の実車走行キロを乗じて得られる額とする。
 - (5)「補助算定営業収益」は、補助対象運行系統におけるキロ当たり営業収益に実車走行キロを乗じて得られる額とする。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、第1条に基づく生活交通路線を運行する路線バス事業者とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費の額は、補助対象運行系統の補助算定営業費と補助算定営業収益との差額に、系統キロ程に対する市内キロ程の割合を乗じて得た額の1/2とする。ただし、市内キロ程に係る補助算定営業費の額の9/40を上限とする。

(補助金額の算定)

- 第5条 補助金の額は、市の予算の範囲内において次により算定する。
 - (1) 平均乗車密度が5人未満の路線については、当該路線の輸送量を5人で除して得た数 を運行回数と見なした場合の当該運行回数分に相当する額以内とする。
 - (2) 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える系統は、補助対象経費から当該競合区間に相当する額を差し引いた額以内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、バス路線維持費補助金交付申請書(様式第 1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 市長は、第6条の規定により提出された申請書の審査により、適正と認めるときは、 補助金の交付の決定を行い、バス路線維持費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、 補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 交付決定を受けた者は、補助金の交付の決定に係わる当該年度の事業が終了後(廃止の承認を受けた場合は、承認後)、すみやかにバス路線維持費補助金に係る事業完了(廃止) 実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

- 第9条 補助金の額の確定は、交付決定額以内で、事業完了に基づき算出した額とする。
- 2 前年度から補助を継続している場合は、前年度の確定額に関して事業者が国へ提出する 営業報告書に基づいて算定さした額を上回るとき、この差額を第1項の額から減じるものと する。
- 3 額の確定通知は、バス路線維持費補助金額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

- 第10条 第9条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、バス路線維持費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 (補助金交付の取消し及び補助金の返還)
- 第11条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金を受け、補助金の他の 用途への使用をし、又は補助事業等に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに附 した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の 全部または一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、 その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行し、平成17年度から始まる補助から適用する。